

## 防災関連施設の維持管理手引き

### 第1節 一般事項

#### 1-1 目的

防災関連施設の維持管理については、平常時から点検及び保守作業により、震災時に即時に対応できるように努める必要がある。「都立公園震災時利用計画（案）」を念頭に平常時から適正に管理すること。

#### 1-2 適用

(1) この手引きは、都立公園の管理者が施行する防災関連施設に関する維持管理業務に適用する。

(2) この手引きのほか以下の仕様書を参考とする。

「東京都土木工事標準仕様書」

「東京都建築工事標準仕様書」

「東京都電気設備工事標準仕様書」

「東京都機械設備工事標準仕様書」

「公園維持標準仕様書」

「都立公園の維持管理技術指針」

「維持保全業務標準仕様書」

#### 1-3 適用施設

本手引きで言う防災関連施設とは、「防災公園 計画・設計・管理運営ガイドライン」において定められた防災関連施設とする。

#### 1-4 業務

速やかな震災時利用を可能とするため、防災関連施設を点検し適切な維持管理を行う。

### 第2節 防災関連施設の点検

#### 2-1 点検

防災関連施設の点検は、以下の事項に留意して行う。なお、点検内容およびその点検結果については、月ごとに東京都へ報告すること。

#### 2-2 施設別点検内容

##### (1) 入口・園路

入口・園路は、活動拠点として自衛隊・消防・警察等の緊急車両出入口及び避難場所として被災者が安全に避難できるための避難入口・動線としての機能を確保する。



(5) サイン等情報提供施設（入口表示灯 誘導灯）

被災者に対して公園への円滑な誘導機能を確保する。

【入口表示灯】〈月 1 回以上〉

- ①点灯確認
- ② 表示面の劣化・汚れを確認
- ③ 支柱・基礎部の劣化を確認

(6) 震災時に利用できるその他の施設

平常時から活用可能な仮設避難施設及び炊き出し用かまどとしての機能を確保する。

【かまどベンチ】〈年 2 回以上〉

- ① 外観の劣化状況を確認
- ② かまど内の確認

【パーゴラ（防災用）】〈年 2 回以上〉

- ①外観の劣化状況を確認

### 第 3 節 防災関連施設の補修・保全

#### 3-1 作業内容

##### (1) 点検結果への対応

- ①異常箇所が軽微な場合は、速やかに補修を行う。
- ②異常箇所が重大な場合は、速やかに都に報告し対応を協議すること。

#### 3-2 平常時維持管理

「都立公園震災時利用計画（案）」に基づき公園別に防災関連施設が持つ震災時の役割をよく理解し平常時から適正な維持管理を行い、その機能確保に努めること。

#### 3-3 補修内容の記録

防災関連施設について行った維持管理作業や補修内容については、個々の施設ごとに作業内容履歴を残し、東京都からの情報提供依頼に対して速やかに対応できるように整理しておくこと。

#### 3-4 防災訓練の実施

防災訓練等を通じて、防災関連施設の使用方法等について確認するとともに、関係者への周知を図ること。

特に、大規模救出・救助活動拠点のヘリコプター離着陸面及び災害時ヘリコプター緊急離着陸場となる施設については、年に一回以上、ヘリコプターの緊急離着陸場として路盤等整備された範囲を確認し、離着陸帯の表示、周辺障害物の除去、散水、避難者の流入を防ぐための安全確保対策について訓練を行うこと。